

写

国分寺市監委告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，令和4年度第2回定期監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 瀬 かおる



国教教教発第 196 号

令和 5 年 12 月 20 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様

高 瀬 かおる 様

国分寺市教育長 古 屋 真 宏



令和 4 年度第 2 回定期監査結果報告書の提出について (報告)

令和 5 年 3 月 27 日付国監発第 60 号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和4年度第2回定期監査の結果に関する報告書

(教育委員会)

1 通勤届について（学校指導課，図書館課）

時間額会計年度任用職員から提出された通勤届について、住居・住所欄の記載が漏れていた。適正な記載事項確認を行われたい。

(措置内容)

新規任用及び通勤届の変更等の際には、必ず複数職員での確認を行い記載漏れのないように図っていきます。

2 行政財産使用料について（社会教育課）

ひかりプラザ設置の清涼飲料水自動販売機にかかる行政財産使用料の徴収が遅れていた。行政財産の使用を許可するにあたっては、国分寺市行政財産使用料条例（昭和44年条例第7号）に基づき、使用料の徴収を適切な時期に行うよう留意されたい。

(措置内容)

令和5年度においては、年度初めに使用料の請求書（振込依頼書）を送付し、徴収を済ませております。今後、失念及び遅延することのないよう事務手続のマニュアルを整備しました。

3 旅費及び謝礼の支払について（社会教育課，公民館課）

国分寺市社会教育委員及び国分寺市公民館運営審議会委員が出張した際の出張旅費の支払に遅れがみられる月があった。また、くぬぎ教室スタッフに対する謝礼についても、支払に遅れがみられる月があった。支払に遅れが生じぬよう、支払にかかる事務手続を速やかに行われたい。

(措置内容)

国分寺市社会教育委員が出張した際の出張旅費の支払いについて、令和5年度は速やかに出張者及び出張経路を確認するとともに支出伝票を作成し、支払をしております。また、支払漏れ及び遅延することを防ぐためチェックリストを作成し、事務処理を行うことに改めました。

国分寺市公民館運営審議会委員が出張した際の出張旅費の支払について、旅費が発生する出張をした際には、速やかに事務局に報告していただくよう委員に伝えるとともに、定例会の際に確認することに改めました。また、くぬぎ教室スタッフに対する謝礼について、事業実施状況一覧を作成し、謝礼の支払いまで確認することに改めました。

4 公印管理について（公民館課、図書館課）

公印印影簿に記載された公印番号が誤っているものがあつた。国分寺市教育委員会公印規程（平成5年教委訓令第7号）に基づき、適正な事務執行をされたい。

(措置内容)

公印番号を確認し、正しい番号に修正しました。図書館課においては、年度当初に各館が行う確認の他、国分寺市教育委員会公印規程の変更時も含めて、各館に周知を行います。また、中心館である本多図書館においても全館分の公印及び公印番号の確認を行います。

5 委嘱事務について（公民館課）

国分寺市公民館運営サポート会議委員候補者承諾書に承諾日が記載されていないなかったり、委員候補者推薦書に推薦される方の氏名が記載されていないなかったりするものがあつた。委嘱手続を行う上で必要な情報であるた

め、適正な事務執行をされたい。

(措置内容)

受領した際の確認を複数で行い、受領した書類は、項目別にクリアファイルですべての書類が揃うまで保管し、記載漏れの無いように確認していくことに改めました。

6 資金前渡を受けた現金の管理について（公民館課・図書館課）

資金前渡を受けた現金について、会計事務規則（昭和39年規則第9号）第74条に定められた現金出納簿が作成されていなかった。適切な措置を講じられたい。

(措置内容)

現金出納簿を作成し、出納簿の記載漏れがないよう、出納の都度、速やかに記載することに改めました。